

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：舟見地区指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

舟見町：舟見棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・ 荒廃農地発生防止

舟見棚田において、荒廃農地はなく、令和11年度まで引き続き現状を維持し、荒廃農地の発生を防ぐ。

・ 生産性、付加価値の向上

地域の中核的リーダーや担い手に農地集積を行い、スマート農業機械などの導入により生産性、付加価値の向上を図る。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・ 自然環境の保全・活用

舟見棚田にて、地域住民による協力を得ながら鳥獣害被害防止対策を実施し、農作物被害の軽減を図るとともに、営農活動を継続することにより、自然環境の保全・活用を維持する。

（被害額 令和6年度：317千円→令和11年度：76千円）

・ 伝統文化の継承

春秋に家内安全と五穀豊穰を願い、踊りを披露する天狗舞や、住民、神職、仏職者が合同で1年間の山仕事の安全と山林資源の繁栄を祈願する神仏混合の山神様祭など伝統文化の継承を図り、毎年開催を維持する。

・ 良好な景観の形成

舟見棚田にてひまわり、コスモス等の景観植物を毎年植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・隣接する温泉宿泊施設にて棚田で栽培した米を提供するとともに、訪れた観光客に棚田の景観を体験してもらうことで関係人口の創出を図る。(年間 50 名程度)

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 荒廃農地発生の防止

地域住民協力のもと、有害鳥獣被害対策をはじめ、農地の草刈りや水路管理を行い、舟見棚田の耕作を維持していく。

- ・ 生産性、付加価値の向上

- 舟見棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。

- 舟見棚田において、ドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

- 舟見棚田において、営農活動を継続するため、地域計画と連動して担い手に農地の集積を行うとともに老朽化した水路を改修するなど、基盤整備を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用

- 舟見棚田で農業を継続実施し、自然環境の保全を図る。

- 舟見棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

- ・ 伝統文化の継承

- 天狗舞や山神様祭について SNS での情報発信を通して参加者の拡大を図ることで伝統文化の継承を推進する。

- ・ 良好な景観の形成

- ひまわり、コスモス等の景観植物の植栽に加え、ホタルが育成できる自然環境を保全する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・ 棚田を観光資源とした地域振興

- 隣接する温泉宿泊施設で棚田米を提供し、合わせて棚田の景観を体験してもらうことで関係人口の創出を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の舟見地区指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

舟見地区棚田地域振興協議会は富山県(新川農林振興センター)、入善町、農業者、愛本新用水土地改良区、舟見地区自治振興会、舟見地区区長会で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

棚田地域振興法第8条第10項に基づき、協議会の構成員は、相協力して、指定棚田地域振興活動計画の実施に努める。